

白井市行政経営改革審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)第11条の規定により、白井市行政経営改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の担任する事務)

第2条 審議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。
- (2) 行政経営改革について市長に意見を述べること。

(組織及び任期)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員の構成は、別表に定めるとおりとする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員の半数以上の者から具体的な事案を示して会長に対し招集の請求があったときは、会長は、審議会を招集しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

別表 (第3条第2項関係)

委員の構成	委員の定数	備考
学識経験を有する者	4人以内	行政学の研究者 自治体広報の研究者 大都市郊外における高齢化の研究者 政策コンサルタント など
市民	4人以内	自薦による公募委員 2人以内 無作為抽出による名簿からの公募委員 2人以内